



くらしの情報 No. 338

くらしの相談室

脱毛エステのトラブルが増加!

昨年から、全国の消費生活センター等には脱毛エステの相談が多く寄せられています。豊中市でも令和4年度(2022年度)は67件と令和3年度(2021年度)の4倍以上の相談を受付けました。令和5年度(2023年度)も4月だけで10件の相談が入っています。

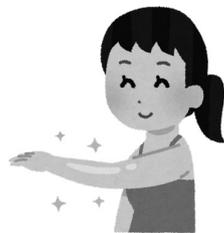
女性からの相談が多いものの、令和2年度(2020年度)からは男性の相談も増加しています。また、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、美容に対して関心を持ち始める18歳、19歳の若者からの相談も増加しています。

事例①

脱毛エステで、2年間の無料アフターサービス付き10回の施術を契約。予約が取れず半年間で3回の施術が終わったところで中途解約を申出ると、施術費用と解約料とで高額請求を受けた。

事例②

脱毛エステの契約をし、3回ほど通ったところで、業者から予約のキャンセルメールが届いた。その後業者との連絡が取れなくなり、マイページから申出た解約についても返信がない。



事例③

通っていた脱毛エステの業者が倒産。エステ費用は信販会社の分割払いにしていたので引き落としを止めたところ、信販会社から督促状が届いた。

事例④

脱毛エステの施術を受けたが施術部分を火傷。医者から跡が残ると言われた。エステから見舞金等支払うと言われたが、保険外治療を受け元に戻す費用を損害賠償として請求したい。

消費生活相談 TEL.06(6858)5070

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

相談されるときは原則として当事者本人(市内在住・在勤者)からご連絡ください。
なお、次の用意をしていただくと、相談がスムーズに進みます。

- ①事前に相談内容を簡潔にまとめておく
- ②契約書・保証書・パンフレットなど、相談に関する資料

特定商取引法（特定継続的役務提供）のエステ（脱毛）とは

- ① 人の皮膚を清潔にし、もしくは美化し、体型を整え、体重を減じ、または歯牙を漂白するための医学的処置、手術その他の治療を行うこと、と定められた政令指定役務を指します。
- ② エステティックサロンや美容クリニックで行われる脱毛サービスを指します。
- ③ 役務提供期間が1ヶ月を超え、契約費用5万円を超える契約が対象になります。

上記①～③の契約であれば関連商品*も含めクーリング・オフ、中途解約の適用があります。

*役務に関連する政令指定商品があります。ただし、自ら使用したものは解約できません。



アドバイス

- 美容目的の施術に緊急性はありません。また施術期間も長期になるため、通えなくなったり業者が倒産したりするリスクもあります。その場で契約せず本当に必要な施術かよく考えましょう。
- 高額な契約の場合、ローンなど分割払いを勧められることがあります。長期間の支払いになるので、施術同様、支払いも続けられるかよく考えましょう。
- 使用する機器や薬剤により怪我や副作用のリスクもあります。契約、施術前に十分な説明を受けましょう。
- トラブルがあった場合は消費生活センターにご相談ください。

令和5年度(2023年度)くらしかん登録グループ一覧

くらしかんを拠点に、くらしかん祭りの企画・運営やくらしに関するさまざまな活動（生活情報ひろばでの講座・パネル展、リユースバザー）、学習、市民への情報提供などを行っています。

SA とよなか

市内の高齢者・身体障害者支援、外国人交流等地域福祉分野でのボランティア活動を実施、くらしかん祭りでは折り紙や、お茶席、ふれあいマジック等運営に協力するほか、くらしかんの研修・諸行事に参加、生活情報ひろばでの事業を企画・実施しています。

とよなか消費者協会

消費者問題の研究・学習・調査活動を通じて、消費者主権の確立と利益の保護をめざします。くらしの安全と健康を守り、消費者市民社会の実現に向けて、情報発信・消費者啓発・環境保全・地産地消の推進等の実践活動を続けています。

桜塚校区福祉会

くらしかんの調理室で独居老人のための弁当作り、虚弱老人のためのデイサービス、生活情報ひろばで高齢者との会食会、廃食用油リサイクル集油（毎月第二火曜日 10時～12時）、独居老人と子どもの食事会「さくら食堂」（毎月第三水曜日）、ぐんぐん元気塾（毎週水曜日 10時30分～11時30分）をしています。

みなさく婦人会

平成19年(2007年)に結成し、市婦人団体連絡協議会への参加や協力などの活動を行ってきました。

令和5年(2023年)からは、市婦人団体連絡協議会が実施していた「ホウ酸ダンゴ作り」や「無添加の味噌づくり」を継承するとともに、くらしかん活動では、空き缶等をリサイクルして花器を作るなどの、「花を楽しむイベント」を中心に企画・実施します。

特定非営利活動法人国際交流の会とよなか

在住外国人支援・国際協力・国際理解・国際交流の4つの柱で活動。カフェ「サパナ」の運営協力もしています。くらしかんでは世界のお料理の講座をしています。

南桜塚ゆうの会

地域の公民分館、曾根まちづくり研究会や防災部会の活動に参加・協力しています。会員向けには読書会や小物作り、ハイキングを企画し、くらしかんでは手作り講座、地産地消、バザー、くらしかん祭りに参加・協力しています。

特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21

「豊中アジェンダ21」-地球の環境を守る
とよなか市民行動計画-の啓発と推進活動を行っています。

特定非営利活動法人大阪北部コミュニティカレッジ

地域福祉を学ぶ科では、大阪府シルバーアドバイザー認定講座などを開催。また、同行援護従業者養成講座をくらしかんにて開催し、卒業生は視覚障がい者と街歩きを実施しています。

▶▶▶くらしの安心メールの配信終了について◀◀◀

令和5年(2023年)9月30日をもって、くらしの安心メール配信を終了します。令和5年(2023年)10月以降は「豊中市LINE公式アカウント」から引き続き、情報を受け取ることができます。

「豊中市LINE公式アカウント」を「友だち追加」して、ご自身が希望する情報をお受け取り下さい。

くらしの安心メールで配信していた情報は、「市政情報」、「イベント」内の「くらし」「その他」から配信しています。

くらしの安心メールを長らくご愛読いただき、ありがとうございました。

● 友だち追加はこちらから

- ・スマートフォン等で二次元コードを読み取る
アカウント名：豊中市
アカウントID：@toyonakacity
アカウントURL:<https://page.line.me/toyonakacity>



● 受信設定の方法



① 受信設定を選ぶ

トーク画面下にあるメニューの中の「受信設定」をタップ。メニュー画面が出ていない場合は、画面下のメニューをタップして、メニューを表示させてください。



② 受け取りたい情報のカテゴリーを選ぶ

カテゴリーをタップすると、それぞれの設定画面に遷移します。(この設定はいつでも変更できます。)



③ 受け取りたい情報の項目を登録する

受け取りたい情報の項目にチェックを入れ、登録をタップ。(配信を解除する場合は、チェックを外して「登録」をタップ)

豊中市立生活情報センター

くらしがん

電話 06(6858)5073

FAX 06(6858)5095

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号 (毎月最終日曜日及び年末年始は休館します)

